

## 08 文部科学省 特区第14次 再検討要請

管理コード	080010	プロジェクト名	
要望事項 (事項名)	学校の副校長等の必置義務の廃止	都道府県	東京都
		提案事項管理番号	1050010
提案主体名	教育改革の会		

制度の所管・関係府省庁	文部科学省
該当法令等	学校教育法第 27 条第 2 項、同条第 5 項、第 37 条第 2 項、同条第 5 項、第 49 条、第 62 条、第 70 条、第 82 条
制度の現状	<p>小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校には、設置者の判断で副校長を置くことができる。</p> <p>同様に幼稚園には、設置者の判断で副園長を置くことができる。</p>

求める措置の具体的内容	<p>幼稚園の副園長や学校の副校長の必置義務を廃止する。これにより、幼稚園の副園長や学校の副校長は、幼稚園や学校の設置運営主体の判断で、置かないことも可能とする。(※「置かないこととする」ではない。)</p>
具体的事業の実施内容・提案理由	<p>幼稚園の副園長や学校の副校長を置かなければならないことになっているが、幼稚園や学校の設置運営主体の判断で、置かないことも可能とする。(※「置かないこととする」ではない。)</p> <p>副園長・副校長を置かない、あるいは複数校兼任にすることで、人件費は確実に減るために、その浮いたコストを、他に充てて教育を充実させることも可能だと思われる。副園長・副校長は直接に児童や生徒に接する機会は少ないので、これらを置かない場合にも児童・生徒への影響は最小限であると考えられる。</p>

○各府省庁からの提案に対する回答

提案に対する回答	措置の分類	D	措置の内容	-
幼稚園の副園長及び小学校等の副校長については、置かないことができるため、現行規定により対応可能である。				

○再検討要請

再検討要請	
提案主体からの意見	

## 08 文部科学省 特区第14次 再検討要請

管理コード	080020	プロジェクト名		
要望事項 (事項名)	優れた知識と技能を有する社会人を教員として迎え	都道府県	兵庫県	
	入れるための免許状である「特別免許状制度」における効力の拡大	提案事項管理番号	1069030	
提案主体名	株式会社パソナグループ シャドーキャビネット			

制度の所管・関係府省庁	文部科学省
該当法令等	教育職員免許法第9条第2項
制度の現状	教育職員免許法第9条第2項により、特別免許状は、授与した授与権者の置かれる都道府県教育委員会においてのみ有効です。

求める措置の具体的内容	現在は授与された都道府県のみで有効であるが、全国に拡大する。
具体的事業の実施内容・提案理由	<p>現在、学校卒業後のフリーターが増加し、学生の勤労観や職業観の育成が緊急の課題とされている。中学・高校の教育現場でも、学生達に経済を広く認識してもらい、経済活動を学ぶ中で自身の職業観や将来の夢などを形成するためのカリキュラムを取り入れる必要があるのではないかと考える。</p> <p>その為に上記教育の推進を図る人材として、民間経験がある社会人を専門教員として登用。その採用にあたっては、「特別免許状制度」により採用されることになるが、効力範囲を全国に拡大することで、ある県で経験を持った方がそのまま他県でも活躍の場を広げることができる。</p>

## ○各府省庁からの提案に対する回答

提案に対する回答	措置の分類	C	措置の内容	I
<p>特別免許状は、優れた知識経験等を有する社会人を任命・雇用しようとする者からの推薦に基づき、授与権者たる各都道府県教育委員会が行う教育職員検定により、免許教科の内容すべてについて教授しうる専門性を有する者に授与される免許状であり、</p> <p>①地域や学校の実情等に応じて、学校教育の効果的な実施に必要な場合に授与される免許状であること、</p> <p>②各都道府県教育委員会の実施する教育職員検定により、授与するものであることから、その効力は当該都道府県に限られます。</p> <p>なお、特別免許状は、一の都道府県のみでしか授与されないなどの規定はないため、あらためて他の都道府県で授与を受けることは可能であり、ある県で特別免許状の授与を受けて勤務された後、他県でも特別免許状の授与を受けて勤務されることも可能です。</p>				

## ○再検討要請

再検討要請	
提案主体からの意見	

## 08 文部科学省 特区第14次 再検討要請

管理コード	080030	プロジェクト名	
要望事項 (事項名)	優れた知識と技能を有する社会人を教員として迎え入れるための免許状である「特別免許状制度」における授与条件の緩和	都道府県	兵庫県
		提案事項管理番号	1069050
提案主体名	株式会社パソナグループ シャドーキャビネット		

制度の所管・関係府省庁	文部科学省
該当法令等	教育職員免許法第5条第2項 教育職員免許法第6条第1項
制度の現状	教育職員免許法第5条第2項に、特別免許状は、教育職員検定により授与すると規定しており、同法第6条第1項に、教育職員検定は、人物・学力・実務及び身体について、授与権者たる各都道府県教育委員会が行うと規定しています。

求める措置の具体的内容	授与要件として必須条件である、「学士の学位」を免除する。
具体的事業の実施内容・提案理由	<p>現在、学校卒業後のフリーターが増加し、学生の勤労観や職業観の育成が緊急の課題とされている。中学・高校の教育現場でも、学生達に経済を広く認識してもらい、経済活動を学ぶ中で自身の職業観や将来の夢などを形成するためのカリキュラムを取り入れる必要があるのではないかと考える。</p> <p>その為に上記教育の推進を図る人材として、民間経験がある社会人を専門教員として登用。その採用にあたっては、「特別免許状制度」により採用されることになるが、より幅広く優秀な人材を安定的に確保するためには、授与要件枠を広げることが必要だと考える。採用要件としての「学士の学位」保持を免除することで、経験実績を優先した人材の確保が期待できる。</p>

### ○各府省庁からの提案に対する回答

提案に対する回答	措置の分類	D	措置の内容	-
平成14年の教育職員免許法改正により、特別免許状の授与要件から「学士の学位」は撤廃されたため、提案の趣旨は、現行の規定で対応可能です。				

### ○再検討要請

再検討要請	
提案主体からの意見	

## 08 文部科学省 特区第14次 再検討要請

管理コード	080040	プロジェクト名	佐倉市国際化教育特区	
要望事項 (事項名)	幼稚園設置基準の緩和	都道府県	千葉県	
		提案事項管理番号	1074010	
提案主体名	LAKESIDE INTERNATIONAL ACADEMY			

制度の所管・関係府省庁	文部科学省
該当法令等	教育職員免許法第3条第1項、幼稚園設置基準第5条1項
制度の現状	<p>幼稚園設置基準第5条第1項により、幼稚園には、園長のほか、各学級ごとに少なくとも専任の主幹教諭、指導教諭又は教諭を一人置かなければならないと定めています。</p> <p>教育職員免許法第3条第1項により、教育職員は同法により授与する相当の免許状を有する者でなければなりませんと定めています。</p>

求める措置の具体的内容	幼稚園を設置する際に必要な幼稚園教諭に、諸外国にて日本の幼稚園教諭免許に準じた資格を所有している者を対象にする
具体的事業の実施内容・提案理由	<p>現在、認定幼稚園の教員は幼稚園教諭有資格者と定義されています。一方、日本全国に約300校あるPreSchool(英語幼児指導施設:平均35名としても約10,000人の園児がいると予想される)では海外の幼児指導有資格者は多数いるものの日本の幼稚園教諭有資格者ではないため、設置基準に適合しないと判断から認定はされません。諸外国の幼児指導有資格者に対して日本の幼稚園教諭資格と比較して準じていれば認定できるよう提案させていただきます</p>

## ○各府省庁からの提案に対する回答

提案に対する回答	措置の分類	C	措置の内容	I
<p>幼稚園設置基準において、幼稚園には園長のほかに各学級ごとに少なくとも専任の主幹教諭、指導教諭又は教諭を一人置かなければならないと定めており、教諭等の教育職員については、教育職員免許法において教育職員は同法により授与する相当の免許状を有する者でなければなりませんと規定しています。その目的は、教員の専門的能力について客観的、統一的基準を明らかにし、その資質の保持及び向上を図るためです。</p> <p>免許状の授与要件は各国によって異なることから、外国で授与された免許状を我が国において有効な免許状とする制度はありませんが、同法第18条により①外国において授与された幼稚園教諭免許状に相当する免許状を有する者、②外国の学校を卒業若しくは修了した者、は各都道府県教育委員会が行う教育職員検定を受けることにより、幼稚園教諭免許状の授与を受けることが可能です。</p>				

## ○再検討要請

再検討要請	右の提案主体の意見を踏まえ回答されたい。
提案主体からの意見	御回答賜りました、各都道府県教育委員会が行う教職員検定を受ける…とありますが、千葉県庁に問い合わせをし、回答を得たところ(添付資料を参照ください)、外国で取得した免許状と日本の幼稚園教員免許との比較基準がないこと、また外国人が受験する場合の他言語でのテストや面接が県独自の判断では困難であることの事。改めて、外国での免許状を取得していれば幼稚園教諭と認定できる為の措置の検討をお願い致します。

## 08 文部科学省 特区第14次 再検討要請

管理コード	080050	プロジェクト名	佐倉市国際化教育特区	
要望事項 (事項名)	幼稚園設置における用地の借用の容認	都道府県	千葉県	
		提案事項管理番号	1074020	
提案主体名	LAKESIDE INTERNATIONAL ACADEMY			

制度の所管・関係府省庁	文部科学省
該当法令等	幼稚園設置基準(昭和31年文部省令第32号)第12条、平成19年3月28日付文科高第756号文部科学省初等中等教育局長・高等教育局私学部長通知
制度の現状	幼稚園は、「特別の事情があり、かつ、教育上及び安全上支障がない場合」は、他の学校等の施設及び設備を使用することができることとされている。

求める措置の具体的内容	用地を借用し、幼稚園を設置する
具体的事業の実施内容・提案理由	過去において PreSchool は塾の延長と言った認識が一般に認知されており、当然のことながら補助対象の児童託児施設としての社会的地位はありません。当校では、児童を長時間預かる施設として園庭は必須と考え約 600 坪もの園庭がありますが、全国でも非常に珍しい園庭付き PreSchool です。原資は全て自己資金で賄わなくてはならず、大規模での新設園舎は社会的地位から鑑みても困難であるため。(全国 300 校の内殆どの School はビルの一室やマンション内で開園し、一日の内の 5~6時間を園児はそこで過ごすこの時期ではあってはならない状況です) 認定幼稚園自己所有の土地であることが定められておりますが、園庭が必須であることを勘案し、自己所有の土地で開園する事は補助対象外であることから非常に困難です。借用地での設置許可を提案致します

## ○各府省庁からの提案に対する回答

提案に対する回答	措置の分類	D	措置の内容	-
<p>校地・校舎の借用に関しては、平成15年より「校地・校舎の自己所有を要しない小学校等設置事業」として構造改革特別区域における特例措置を認めていましたが、平成19年に「校地・校舎の自己所有を要しない小学校等設置事業の全国展開について」(平成19年3月28日付文部科学省初等中等教育局長・高等教育局私学部長通知)により当該特例措置が全国展開されました。幼稚園の設置認可にあっても、当該通知を踏まえた弾力的な取扱いが可能となっています。</p>				

## ○再検討要請

再検討要請	
提案主体からの意見	

08 文部科学省 特区第14次 再検討要請

管理コード	080060	プロジェクト名	保育園・幼稚園あるいは養保園の運営(多言語対応)	
要望事項 (事項名)	幼稚園、保育所設置基準の緩和	都道府県	東京都	
		提案事項管理番号	1080010	
提案主体名	株式会社アイザック			

制度の所管・関係府省庁	文部科学省 厚生労働省
該当法令等	幼稚園設置基準(昭和31年文部省令第32号)第8条第1項
制度の現状	幼稚園の園舎は2階建以下が原則。園舎を2階建とする場合及び特別の事情があるため園舎を3階建以上とする場合は、保育室等の施設は1階に置かなければならない。ただし、一定の場合にはこれらの施設を2階に置くことができる。

求める措置の具体的内容	建物の4階において幼稚園、保育所の設置を可能にしてほしい。
具体的事業の実施内容・提案理由	<p>多言語対応の保育園・幼稚園、もしくはその両方の機能を併せ持った教育機関の設立・運営を希望しています。弊社は建物の4階にあるため、2階以下での施設という規制の緩和を要望します。</p> <p>■提案理由:グローバル化が進み、日本人・外国人がよりスムーズにコミュニケーションができるようになることが弊社の企業目標であり、貢献できればと願っています。</p> <p>全国的に、特に渋谷区での国際結婚の居住者が増えています。そこで、その子供に日本語だけでなく、その国の言語や文化も一緒に学べる授業を実施し、日本人が海外で活躍するのはもちろん、海外の労働者が生活しやすい、グローバルな教育ができる教育をすることによって、国の益々の発展に貢献したいと考えています。</p>

### ○各府省庁からの提案に対する回答

提案に対する回答	措置の分類	C	措置の内容	Ⅲ
<p>幼稚園設置基準においては、保育室、遊戯室及び便所の施設は原則1階に置くこととされており、ただし、園舎が耐火建築物で、幼児の待避上必要な施設を備える場合には2階に置くことができます。(これらの施設以外は、3階以上に置くことも可能です。)</p> <p>当該規定は、幼児の安全を確保する観点等から規定されているものであり、幼児が普段活動する保育室等を4階に設置することは適当でないと考えます。</p>				

### ○再検討要請

再検討要請	
提案主体からの意見	

## 08 文部科学省 特区第14次 再検討要請

管理コード	080070	プロジェクト名	保育園・幼稚園あるいは養保園の運営(多言語対応)	
要望事項 (事項名)	幼稚園教諭、保育士に準じた海外資格所有者を対象とした幼稚園、保育所設置における人員配置基準の緩和	都道府県	東京都	
		提案事項管理番号	1080020	
提案主体名	株式会社アイザック			

制度の所管・関係府省庁	文部科学省 厚生労働省
該当法令等	教育職員免許法第3条第1項、幼稚園設置基準第5条1項
制度の現状	<p>幼稚園設置基準第5条第1項により、幼稚園には、園長のほか、各学級ごとに少なくとも専任の主幹教諭、指導教諭又は教諭を一人置かなければならないと定めています。</p> <p>教育職員免許法第3条第1項により、教育職員は同法により授与する相当の免許状を有する者でなければなりませんと定めています。</p>

求める措置の具体的内容	母国で日本の幼稚園教諭、保育士に準じた資格を取得している永住外国人を、設置基準に定める幼稚園教諭、保育士の人員として扱えるようにする。
具体的事業の実施内容・提案理由	<p>多言語対応の保育園・幼稚園、もしくはその両方の機能を併せ持った教育機関の設立・運営を希望しています。外国人講師の中でも出身地で教育免許を持っている講師には、免許なしで労働できる措置を要望します。</p> <p>■提案理由:グローバル化が進み、日本人・外国人がよりスムーズにコミュニケーションができるようになることが弊社の企業目標であり、貢献できればと願っています。</p> <p>全国的に、特に渋谷区での国際結婚の居住者が増えています。そこで、その子供に日本語だけでなく、その国の言語や文化も一緒に学べる授業を実施し、日本人が海外で活躍するのはもちろん、海外の労働者が生活しやすい、グローバルな教育ができる教育をすることによって、国の益々の発展に貢献したいと考えています。</p>

## ○各府省庁からの提案に対する回答

提案に対する回答	措置の分類	C	措置の内容	I
<p>幼稚園設置基準において、幼稚園には園長のほかに各学級ごとに少なくとも専任の主幹教諭、指導教諭又は教諭を一人置かなければならないと定めており、教諭等の教育職員については、教育職員免許法において教育職員は同法により授与する相当の免許状を有する者でなければなりませんと規定しています。その目的は、教員の専門的能力について客観的、統一的基準を明らかにし、その資質の保持及び向上を図るためです。</p> <p>免許状の授与要件は各国によって異なることから、外国で授与された免許状を我が国において有効な免許状とする制度はありませんが、同法第18条により①外国において授与された幼稚園教諭免許状に相当する免許状を有する者、②外国の学校を卒業若しくは修了した者、は各都道府県教育委員会が行う教育職員検定を受けることにより、幼稚園教諭免許状の授与を受けることが可能です。</p>				

## ○再検討要請

再検討要請	
提案主体からの意見	

## 08 文部科学省 特区第14次 再検討要請

管理コード	080080	プロジェクト名	保育園・幼稚園あるいは養保園の運営(多言語対応)	
要望事項 (事項名)	公共施設借用による幼稚園、保育所の設置	都道府県	東京都	
		提案事項管理番号	1080030	
提案主体名	株式会社アイザック			

制度の所管・関係府省庁	文部科学省 厚生労働省
該当法令等	幼稚園設置基準(昭和31年文部省令第32号)第12条、平成19年3月28日付文科高第756号文部科学省初等中等教育局長・高等教育局私学部長通知
制度の現状	幼稚園は、「特別の事情があり、かつ、教育上及び安全上支障がない場合」は、他の学校等の施設及び設備を使用することができることとされている。

求める措置の具体的内容	公共施設借用による幼稚園、保育所の設置を認めてほしい。
具体的事業の実施内容・提案理由	<p>多言語対応の保育園・幼稚園、もしくはその両方の機能を併せ持った教育機関の設立・運営を希望しています。国や市町村の施設で教育使用できる施設を借用できる措置を要望します。</p> <p>■提案理由:グローバル化が進み、日本人・外国人がよりスムーズにコミュニケーションができるようになることが弊社の企業目標であり、貢献できればと願っています。</p> <p>全国的に、特に渋谷区での国際結婚の居住者が増えています。そこで、その子供に日本語だけでなく、その国の言語や文化も一緒に学べる授業を実施し、日本人が海外で活躍するのはもちろん、海外の労働者が生活しやすい、グローバルな教育ができる教育をすることによって、国の益々の発展に貢献したいと考えています。</p>

## ○各府省庁からの提案に対する回答

提案に対する回答	措置の分類	D	措置の内容	-
<p>校地・校舎の借用に関しては、平成15年より「校地・校舎の自己所有を要しない小学校等設置事業」として構造改革特別区域における特例措置を認めていましたが、平成19年に「校地・校舎の自己所有を要しない小学校等設置事業の全国展開について」(平成19年3月28日付文部科学省初等中等教育局長・高等教育局私学部長通知)により当該特例措置が全国展開されました。幼稚園の設置認可にあっても、当該通知を踏まえた弾力的な取扱いが可能となっています。</p>				

## ○再検討要請

再検討要請	
提案主体からの意見	

## 08 文部科学省 特区第14次 再検討要請

管理コード	080090	プロジェクト名		
要望事項 (事項名)	教育の機会均等の確保と獣医師偏在是正のための 地域限定での大学獣医学部の設置許可	都道府県	愛媛県	
		提案事項管理番号	1049010	
提案主体名	愛媛県、今治市			

制度の所管・関係府省庁	文部科学省 農林水産省
該当法令等	「大学、大学院、短期大学及び高等専門学校等の設置等に係る認可の基準」(平成十五年三月三十一日文部科学省告示第四十五号)
制度の現状	平成15年3月31日文科省告示第45号「大学、短期大学、高等専門学校等の設置の際の入学定員の取り扱いに関する基準」による獣医師の定員増の規制の地域解除

求める措置の具体的内容	平成15年3月31日文科省告示第45号「大学、短期大学、高等専門学校等の設置の際の入学定員の取り扱いに関する基準」による獣医師の定員増の規制の地域解除
具体的事業の実施内容・提案理由	<p>(具体的事業の実施内容)</p> <p>都市再生機構、今治市及び愛媛県が整備する今治新都市開発整備地区に、構造改革特区により獣医師養成系大学を設置し、四国地域の教育の機会均等確保と獣医師偏在の是正を図る。</p> <p>(提案理由)</p> <p>獣医師を志す四国の高校生は、西日本の獣医学部(科)定員が全体の18%、165人だけであることから、遠隔の大学への進学を余儀なくされ、経済的負担等から進学を断念する事例が多いなど教育の機会均等が確保されていないことが、今春実施した意識調査に表れている。しかし、文部科学省は11都道府県に獣医師系大学が設置され、県境を越えた広い地域から学生が集まっている現状から、四国地方が他の地域と比して直ちに均衡を失している状況でないとの考えは実態と大きく乖離している。</p> <p>また、前回提案における文部科学省の回答は、獣医師全体の需給規模及びそのバランスを考慮し、基本的には、全国的見地から獣医師養成機能をもつ大学全体の課題として対応することが適切とし、特区対応はできないとの回答であったが、既存獣医学部を持つ大学全体として対応しても、獣医学部が設置されておらず、著しく不利な状況のまま放置されている四国地域においては、地域の獣医師不足の解消の特効薬とならないことから、地域の特性に応じ規制緩和を認める構造改革特区により早急に対策を講じることが得策である。なお、積極的な留学生受入や海外との教育・研究交流を図るなど世界水準を視野に入れた教育を行う大学を誘致することで、獣医師の粗製乱造に繋がることなく動物伝染病等への迅速かつ専門的な対応や高次医療分野での地域貢献、四国地域の活性化が期待できる。</p>

## ○各府省庁からの提案に対する回答

提案に対する回答	措置の分類	C	措置の内容	Ⅲ
<p>獣医関係学部・学科を設置する大学(以下、「獣医系大学」という。)の立地にばらつきがあり教育の機会均等が失われているのご指摘については、現在、入学定員規模が 930 名、11 都道府県に獣医系大学が設置されているところであり、各獣医系大学の学生も県境を越えた広い地域から集まっている現状とあわせると、四国地方がその他の地域と比して、直ちに均衡を失っているという状況ではないと考えています。</p> <p>現状の獣医師の需給規模等については、農林水産省の検討会において検討がなされ、平成 19 年 5 月「獣医師の需給に関する検討会報告書」がとりまとめられたところですが、同報告書においては獣医師の需給に関し、明確な供給不足あるいは供給過剰といった見解は示されていません。</p> <p>文部科学省としては、獣医関係学部・学科の入学定員に係る規制の在り方について、獣医師養成が 6 年間を必要とする高度専門職業人養成であり、また、獣医師全体の需給規模及びそのバランスを考慮し、基本的には、全国的見地から獣医師養成機能をもつ大学全体の課題として対応することが適切であると考えます。</p> <p>今後、農林水産省において平成 22 年を目途に作成される獣医療法に基づく獣医療の供給体制の整備のための基本方針に関する議論や平成 19 年 5 月にとりまとめられた「獣医師の需給に関する検討会報告書」における需給見通しの動向等を踏まえ、適切に対応して参ります。</p>				

## ○再検討要請

再検討要請	<p>貴省回答において、「今後、農林水産省において平成 22 年を目途に作成される獣医療法に基づく獣医療の供給体制の整備のための基本方針に関する議論や平成 19 年 5 月にとりまとめられた「獣医師の需給に関する検討会報告書」における需給見通しの動向等を踏まえ、適切に対応」とあるが、その進捗状況等について回答されたい。</p> <p>また、併せて右提案主体の意見について回答されたい。</p>
提案主体からの意見	<p>各獣医系大学の学生が県境を越えた広い地域から集まっている現状のデータの出典をご教示いただきたい。</p> <p>また、本県の高校生の多くが「遠隔の大学しかないため獣医学部への進学を断念した」と回答したアンケート調査の結果をどう受け止められるかご意見をお聞かせいただきたい。</p> <p>また、産業系獣医師の不足は貴省も農林水産省も緊急課題と認識されており、農水省の報告書では 2015 年以降毎年 300 人以上の供給不足が推計されている。</p> <p>基本的に全国的見地からの対応が適切であるとしても、緊急な課題への対応のため、特区による規制の地域緩和を行うと具体的にどのような弊害があるかをお示しいただきたい。</p>

## 08 文部科学省 特区第14次 再検討要請

管理コード	080100	プロジェクト名	
要望事項 (事項名)	幼稚園を活用した学童保育の傷害保険	都道府県	神奈川県
		提案事項管理番号	1013010
提案主体名	学校法人 初音丘学園		

制度の所管・関係府省庁	文部科学省 厚生労働省
該当法令等	独立行政法人日本スポーツ振興センター法 第15条第1項第6号、第16条
制度の現状	<p>日本スポーツ振興センターによる災害共済給付の支給は、「学校の管理下」において、その原因である事由が生じた負傷等に対して行われている。</p> <p>放課後児童クラブの活動中における児童の負傷等については、「学校の管理下」においてその原因である事由が生じた負傷等でないことから、災害共済給付の対象とはならない。</p>

求める措置の具体的内容	<p>私立幼稚園が運営する放課後児童クラブ(いわゆる学童保育)の児童には現在、公的な保険制度(独立行政法人日本スポーツ振興センターが運営する災害共済給付事業)が適用されていない。幼稚園で預かり保育を受ける園児は全員、スポーツ振興センターの傷害保険は適用されている。私立幼稚園の預かり保育と学童保育が一連の子育て事業であるとの観点から、学童保育児童も園児同様、スポーツ振興センターの保険が受けられるような施策を講じてほしいと強く要望したい。</p>
具体的事業の実施内容・提案理由	<p>国は、「新待機児童ゼロ作戦」を進めている。文部科学省の「放課後子ども教室推進事業」や厚生労働省の「放課後児童クラブ」の推進は、「子どもと家族を応援する日本」の重点戦略の一つとなっている。この事業を推進する上でスポーツ振興センターの保険を幼稚園が運営する学童保育に適用されないのは、新待機児童ゼロ作戦を進めていく上でネックとなる課題の一つである。一例を挙げると小学校下校の際、学校から幼稚園の学童施設へ通園する間に、ケガや事故に遭遇すると、上記の保険が適用されない事例があった。したがって幼稚園や保護者は「任意の傷害保険」を利用している。学校教育法第一条校の幼稚園としては、放課後の学童児童の安全対策がキープできる公的な保険制度の実現を求めたい。保護者が安心して仕事に従事できる環境づくりをお願いしたい。「学校から住居」、「学校から学童施設」の間を共に「通学」と定義していただき、スポーツ振興センターの保険が学童保育にも適用され、実現するように強く要望する。なお、私立幼稚園を活用する学童保育は、「幼稚園における放課後児童健全育成事業」として平成15年5月から「付帯事業」としてスタートしている。</p>

## ○各府省庁からの提案に対する回答

提案に対する回答	措置の分類	C	措置の内容	I
<p>災害共済給付制度は、学校教育という公教育の円滑な実施のために、法律により特別に設けられた制度であり、通常の保険制度とは異なり、保護者のみならず学校の設置者も掛金を負担するとともに、教育課程に基づく授業等における災害に対する支給に国が補助金を支給している制度となっていること、また、学校及びその設置者がその支給手続き等に従事していることから、対象を学校教育に限定している。</p> <p>学齢期の事故については、学校教育以外の場においても生じるが、そのような場合には、各自治体や保護者が、必要に応じて、様々な保険制度の中から最も適切と判断されるものを選択して、対応しているものと認識している。したがって、特に法律により設けられ、公教育の円滑な実施のために運営されている本制度を公教育以外の場面に拡大することについては、慎重に対応すべき課題であると考えます。</p> <p>なお、提案理由の中にある「学校から学童施設」へ通園する間のケガや事故については、当該施設が通常の通学経路の近隣にある場合には、これを通学中として取扱い、給付の対象としているところである。</p>				

## ○再検討要請

再検討要請	
<p>右の提案主体の意見を踏まえ回答されたい。</p>	
提案主体からの意見	
<p>学童保育は放課後の児童生徒の安全管理施設の一つとして認められている。その運営体の一つに学校法人の幼稚園がある。その学童保育施設に児童生徒の学校から通園する途中の怪我の取り扱いの範疇に日本スポーツ振興センターの災害共済給付(公的保険制度)が適用されない現実は納得できない。なぜなら幼稚園は今般の法改正により学校教育法第一条の学校順位の一にあり、幼小の連続性が確立された意味が大きいと考えるからである。男女共同参画社会の今日、女性の社会参加が当たり前の時代に放課後のわが子が安心して幼稚園の学童施設まで通園できるしきみをぜひともこの機会に実現してほしい。どうしてできないのか。とにかく再考を！！</p>	

## 08 文部科学省 特区第14次 再検討要請

管理コード	080110	プロジェクト名	高知県香美市におけるニホンカモシカ捕獲特区	
要望事項 (事項名)	高知県香美市におけるニホンカモシカ捕獲特区	都道府県	高知県	
		提案事項管理番号	1034010	
提案主体名	個人			

制度の所管・関係府省庁	文部科学省 環境省
該当法令等	文化財保護法第125条第1項
制度の現状	文化財保護法第125条第1項の規定により、史跡名勝天然記念物に関し、その現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとするときは、文化庁長官の許可を得なければならないこととされている。

求める措置の具体的内容	文化財保護法で特別天然記念物に指定されているニホンカモシカを、林業被害の軽減のために、保護地域(カモシカ)が設定されていない市町村が特定鳥獣保護管理計画(現在、都道府県のみが策定可能)を策定し、環境大臣から承認を得られれば、個体数管理の目的で捕獲できるような特区の設置をしていただきたいです。
具体的事業の実施内容・提案理由	今回提案する事業は高知県香美市における「ニホンカモシカ捕獲特区」です。ニホンカモシカは文化財保護法で指定された特別天然記念物であり、捕獲は認められていません。香美市においてはニホンカモシカによる植林、天然林への食害が増加しており、防除を行っていますが、個体数を減少させなければ被害の減少は見込めない状態です。植林木が食害を受けると、その木の生長は阻害され、市場価値が下落し、林家の収入に大きな影響を及ぼします。捕獲することで林業被害を軽減し、木材流通量の増加、林業の活性化につながるのではないかと考えられます。ニホンカモシカの個体数管理に関する調査を行ったところ、昭和30年にニホンカモシカが特別天然記念物に指定されて以降、個体数が回復し、農作物、植林に被害を及ぼし始めたことから、昭和54年に文化庁、環境庁、林野庁の3庁の間で、カモシカの取扱の基本政策を転換することに関する合意(3庁合意)が行われたことが分かりました。その際、①保護地域を指定し、生息環境の保全を含めてカモシカ個体群の安定的維持を図る、②保護地域外では状況に応じて個体数調整を含む適切な管理を行うという2点が確認されていたということです。3庁合意から29年を経た現在に至っても、四国内には①の保護地域が文化庁によって設定されておらず、そのため②の個体数調整を含む適切な管理が行えない状態になっています。このような状況を打開するために、今回の香美市における「ニホンカモシカ捕獲特区」を提案するものです。なお、採択を受けた場合には、香美市で独自の特定鳥獣保護管理計画(カモシカ)を策定して個体数管理を行うことを想定しています。

## ○各府省庁からの提案に対する回答

提案に対する回答	措置の分類	D	措置の内容	-
<p>カモシカは、学術上貴重でわが国の自然を記念する天然記念物の中でも、世界的に又は国家的に価値が特に高いものとして、文化財保護法に基づき、特別天然記念物に指定されています。</p> <p>文化庁としては、こうした貴重なカモシカの保護と農林業への被害の防止の両立を図るため、食害対策として、国庫補助により、防護柵の設置や忌避剤の塗布などへの支援を、地方公共団体に対して行っています。</p> <p>カモシカの個体数調整については、このような対策を実施しても被害が軽減されない場合であって、当該地域における農林業への被害状況、カモシカの生息状況等の科学的なデータに基づく申請について、文化財保護法による現状変更の許可をどうかを、専門家(文化審議会)の審議に基づき、文化庁長官が行っており、平成19年度も岐阜・長野・愛知・静岡・岩手・群馬の各県でカモシカの個体数調整が行われています。</p> <p>四国ではまだカモシカ保護地域の設定が完了していませんが、カモシカ保護地域の設定を予定している地域はほぼ特定しており、地元地方公共団体によりカモシカの生息状況等に関する調査も実施されています(設定予定地域には香美市の一部が含まれています)。そうした設定予定地域外であれば、既にカモシカ保護地域の設定が完了している他の地方公共団体と同様に、被害の状況や生息状況等に基づく申請があれば、文化庁長官による現状変更の許可により個体数調整を含む適切な管理を行うことが現在でも可能です。なお、現状変更の許可判断にあたっては、科学的根拠が必要であり、都道府県が策定する特定鳥獣保護管理計画はその条件を満たすものです。</p>				

## ○再検討要請

再検討要請	右の提案主体の意見を踏まえ回答されたい。
提案主体からの意見	<p>貴省の回答によりますと、香美市の一部が保護地域の設定予定地域に含まれているということですが、被害の大部分がこの予定地域で起こっています。既に香美市内では防護柵の設置、忌避剤の塗布を行っていますが、それでも被害は起こり続けており、軽減されていません。今回の提案では、保護地域に設定されると半永久的に個体数管理を行うことができないため、保護地域設定を行う前の段階として、市が科学的データを盛り込んだ特定鳥獣保護管理計画(カモシカ)を策定し、個体数管理を行うことを念頭に置いています。これらを踏まえて、保護地域未設定区域におけるカモシカ捕獲について、ぜひとも前向きな検討をお願いしたいです。</p>